令和８年度板橋区立前野小学校　いじめ防止基本方針

板橋区立前野小学校

全ての児童が楽しく豊かな学校生活を送ることができるよう、いじめのない学校を目指し、いじめ問題の未然防止、早期発見、早期解決を図るために、『いじめ防止対策推進法』（文部科学省：平成２５年）に基づき、以下の理念をもって、学校いじめ防止基本方針を定める。

①いじめは、いじめられた子どもの内面を将来にわたって深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に大きな影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題であり、絶対に許されない行為であるという認識に立つ。

②学校においては、「教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くこと」「教職員自身が児童を一人ひとり多様な個性をもつかけがえのない存在として尊重すること」「児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、教育観に立って指導を徹底・継続していくこと」の三点を重点とする。

③教育目標の一つでもある「心の教育」を大切にし、人間形成教育を行うとともに、家庭、地域、関連機関との連携のもと、いじめの防止及び早期発見に取り組み、全ての児童の健全な成長を図る。

１　いじめ問題に関する基本的な考え方

（１）いじめの定義（いじめ防止対策推進法第２条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（２）いじめの態様と基本認識

〈いじめの態様〉（例）

・理由もなくいじわるなことをされる。
・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
・仲間はずれ、集団による無視をされる。
・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
・金品をたかられる。
・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。　等

〈いじめの基本認識〉

・いじめは人権侵害であり、「人として絶対に許される行為ではない」という強い認識に立つ。
・いじめはどの児童にも、どの学級にも、どの学校にも、また場所や方法を問わず起こりうるものである。
・いじめは、見ようとしなければ見えず、時間で解決できることではない。
・いじめは、いじめられる子どもの課題が問題ではなく、いじめ行為そのものが問題なのである。
・いじめは、加害者と被害者の関係だけでなく、いじめをはやし立てる子ども、傍観する子どもも含めて、集団全体にかかわる問題である。

〈いじめ対応の基本認識〉

・いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添って支援し、いじめた児童へ心からの反省を促す。
・いじめ問題は学校（教職員）の児童観や指導の在り方が問われる問題である。
・いじめ問題は家庭教育の在り方に大きな関わりを持ち、家庭との連携・協力が不可欠な問題である。
・いじめ問題は、学校、家庭、地域社会等全ての関係者が一体となって取り組むべき課題である。
・いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触することがあるので、警察との連携も視野に入れる。

２　いじめ防止のための実施体制および年間計画

（１）いじめ防止のための組織的な取り組み

平素からいじめ未然防止の大切さについての共通理解を図るため、全教職員・児童・保護者に対して「いじめ防止」のための取り組みを組織的に行う。

（２）学校内組織の設置

①組織の設置

校内に「児童支援委員会」を設置する。

②組織の構成員

「児童支援委員会」の構成は、以下の通りとする。

・校長　・副校長　・教務主任　・生活指導主任　・養護教諭　・当該学年担任
・スクールカウンセラー

※状況により、PTA 関係者・学校医・民生児童委員・関係機関職員などの校外機関との連携を図る。

③組織の役割

「児童支援委員会」は、以下の活動を実施する。

・学校いじめ防止基本方針の策定と理解推進、見直し
・いじめの未然防止と対応
・不登校児童の未然防止と対応
・学校生活不適応児童出現の未然防止と対策
・教職員の資質向上のための校内研修
・年間計画の企画と実施、進捗のチェック
・各取り組みの有効性の検証と修正
・緊急対応（いじめ情報の迅速な共有・関係児童への事実確認の聴取・指導や支援の対応方針決定・保護者との連携など）

④組織の開催

〈定　期〉４、７、１２、３月…いじめ防止基本方針の確認・検証
　　６、１１、２月……アンケート調査及び結果分析など

〈不定期〉いじめや不登校、学校生活不適応が疑われ、学校全体として対応すべき事案の発生時。

⑤取組の見直し

・学校評価等の反省を受け、年度末の３月に１年間の取組を見直し次年度へ生かす。

（3）年間計画

月	場	内容	対象
4	職員会議 保護者会	「いじめ防止基本方針」と 「人権教育全体計画・指導計画」の確認 「いじめ防止基本方針」の説明 不登校傾向児童の共通理解	教職員 保護者
5	スクールカウンセラー	スクールカウンセラーとの面談	５年生全児童
6	ふれあい月間 いじめに関する授業	アンケートの実施・結果分析 ふれあい月間の一環として実施	児童 児童
7	保護者会・個人面談	いじめや不登校に関する情報収集	保護者
8	研修会	いじめ防止等に関する研修会参加	教職員
9	いじめに関する授業 （年に３回実施）	学校公開を中心に実施	児童・保護者
１０	スクールカウンセラー	スクールカウンセラーとの面談	児童
１１	ふれあい月間	アンケートの実施・結果分析	児童
１２	個人面談	いじめや不登校に関する情報収集	保護者
1	校内研修会	人権に関する校内研修	教職員
2	ふれあい月間 いじめに関する授業 生活指導全体会	アンケートの実施・結果分析 ふれあい月間の一環として実施 不登校・学校生活不適応児童の 経過報告と次年度への引き継ぎ	児童 児童 教職員
3	職員会議	「いじめ防止基本方針」と 「人権教育年間指導計画」の検証	教職員

３　いじめ防止および早期発見のための取組と対応

（1）いじめ防止への取組

いじめの防止にあたっては、人権に関する知的理解および人権感覚を育む学習活動を各教科、学年・学級活動、行事活動等それぞれの特質に応じ総合的に推進することが大切である。これらの活動を通して、児童が他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身に付け、対等で豊かな人間関係を築けるように、教職員は目的意識を持って日々取り組む必要がある。その上で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことができると考える。

①学校・学級での指導について

・いじめを防止するために、教職員がいじめを絶対に許さない確固たる信念を基本に置き、いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動をとる。

・日常的にいじめ問題に触れ「人として絶対に許される行為ではない」ということを、児童一人ひとりの心に深く刻み込む指導を行う。

・「ルールが守られ、安心・安全が保証された学級づくり」と、「教師と子ども、子どもと子どもの間に、心のつながりのある関係づくり」を日常的に行う。

・主体的に取り組むことができる適切な課題設定や、すべての子どもが活躍できる学習活動の工夫、一人ひとりの段階に応じたきめ細かな個別指導の実施などに取り組み、「わかる授業」「楽しい授業」を実践する。

②児童に培う力とそのための方策

〈培う力〉

・「権利・人権」についての、発達段階に応じた正しい知識と意識
・自己有用感及び、自己肯定感
・相手の気持ちや周囲の気持ちを適切に読み取る「コミュニケーションに関わる理解。推察能力」
・困ったときに助けを求めたり、相談したりできる「援助希求力」
・周囲の状況を自分のこととして考え対応する「客観的な置換思考と応答力」
・ストレスに対処し、乗り越え、生きるエネルギーに変える「柔軟的で開発的な思考力」

〈方策〉

・道徳教育や人権教育の充実、読書活動などの推進
・生活科や総合的な学習の時間の充実
・一人ひとりを大切にした分かりやすい授業づくり
・一人ひとりが活躍できる集団づくり
・他者の役に立っていると感じ取ることのできる場面の設定
・主体的に取り組むことを通して困難な状況を乗り越える体験場面の設定

③保護者や地域との連携

・学校便りや保護者会、PTA 活動などを通し、学校におけるいじめ防止に向けての取り組みを説明するとともに、保護者や地域の方々と連携し、子どもを見守る体制づくりに努める。
・学校以外の相談窓口や機関などの活用について広く知らせる。（いじめ１１０番・START など）

④校内研修

・人権教育プログラムや「STOP いじめ」などを活用した、いじめに対する教職員の意識や対応力を高める研修を計画的におこなう。
・「わかる授業」「楽しい授業」を進めるための校内研究を進める。
・「ユニバーサルデザイン」など、児童の段階に応じたきめ細かな個別指導を実施するための研修を行う。
・生活指導朝会や全体会などを通して、全校児童の情報共有を図り、学校全体での対応を考えていく。

⑤PDCA サイクル

・年４回設定されているいじめ防止等対策委員会で行う。
・年度当初の職員会議で「いじめ防止基本方針」について共通認識を図り、学校評価に検証を含める。

（２）いじめの早期発見への取組

いじめは大人の目につきにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われるという認識の上に立つ。たとえ些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努める。また、日頃から児童の見守りや信頼関係の構築

等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報を共有する。

①日頃の児童の観察
・健康観察　：一人ひとりの表情を確認しながら呼名による朝の健康観察の徹底など
・授業中　　：姿勢、表情、忘れ物、落書き、机間の距離などの確認
・休み時間　：独りぼっち、遊びと称してのからかいや暴力などの有無の確認
・給食時間　：食欲、机間の距離、盛り付け、当番などの確認
・登下校　　：独りぼっち、荷物を持たされる、ほかの児童と時間をずらすなどの確認

②いじめに関するアンケートの実施
・ふれあい月間（６・１１・２月）に実施。※必要があれば随時行う。
・アンケート結果を、学年・学校全体で共有する。
・アンケート結果に応じて児童と面談を行い、情報を学年・学校全体で共有する。

③地域（家庭）訪問・個人面談など、連携強化の取り組み
・地域（家庭）訪問や個人面談を行い、子どもの状況を共有する。必要に応じて児童との面談を実施する。

④相談窓口の周知
・学級担任以外に、学年主任、校長、副校長、養護教諭、スクールカウンセラーなど、誰もが相談窓口になることを、学校便りなどで、保護者・児童に周知する。

⑤生活指導夕会・児童支援委員会などでの情報共有
・子どもの気になるそぶりや些細な兆候、子どもからの訴えを学級担任が抱え込まず、すぐに学年主任や生活指導主任、管理職へ報告・相談する。
・週１回の生活指導夕会で、情報の共有化を図る。

⑥地域からの情報収集
・学校運営連絡協議会（年３回）　・生活指導主任研修会（月１回）　・学校警察連絡協議会（年２回）
・学校防犯連絡会（年１回）　・子ども見守り隊連絡会（年１回）

⑦いじめの早期発見のポイント
※児童の些細な変化に気付くこと
※気付いたら抱え込まずに情報を共有すること
※情報をもとに迅速に対応すること

（３）いじめへの早期対応
　いじめは、いじめられた子どもの内面を将来にわたって深く傷つける人権に関わる重大な問題であることを念頭に置き、迅速に、組織的に、丁寧に、児童及び保護者との対応にあたることが大切である。

対応においては、「当該児童の気持ちに寄り添うこと」「客観的事実を正確に把握し、時系列で整理すること」「保護者の気持ち（不安や不満）を汲むこと」の３点に留意するとともに、徹底調査、被害児童・保護者の支援を最優先とし、加害児童への直接指導、加害児童保護者への助言、傍観者への指導を行う。

①いじめられている子どもに〈支援〉
・いじめられている子どもの訴えに寄り添い、辛さや悔しさを十分に受け止める。
・教師は絶対的な味方であることを踏まえて、具体的な支援内容を示す。

②いじめている子どもに〈指導〉
・いじめの事実関係、背景、理由などを確認する。（不満や不安などもしっかりと聴く。）
・いじめられている子どもの辛さに気付かせる。
③いじめられている子どもの保護者に〈支援〉
・いじめの事実を正確に伝え、学校はいじめられている子どもを守るという姿勢を示す。
・不用意な発言は避け、連絡を密接に取ることで、信頼関係を構築する。
④いじめている子どもの保護者に〈助言〉
・憶測ではなく、事実だけを正確に伝える。
・共感的に考えるという姿勢を示し、具体的な助言を与え、協力して対応する。
⑤学級に
・「いじめは許さない」という毅然とした姿勢のもと、具体的事実について話し合う。（当事者への配慮）
・傍観や無関心もいじめのうちだということを再確認する。
⑥関係機関との連携
・いじめを発見したら、一人で抱え込まずに、校内での報告・連絡・相談を行う。
・区教育委員会への報告と指導のもと、指導支援委員会（いじめ対策委員会）を中心に、各関係機関と連携を図る。

４　いじめ問題発生時の組織的対応

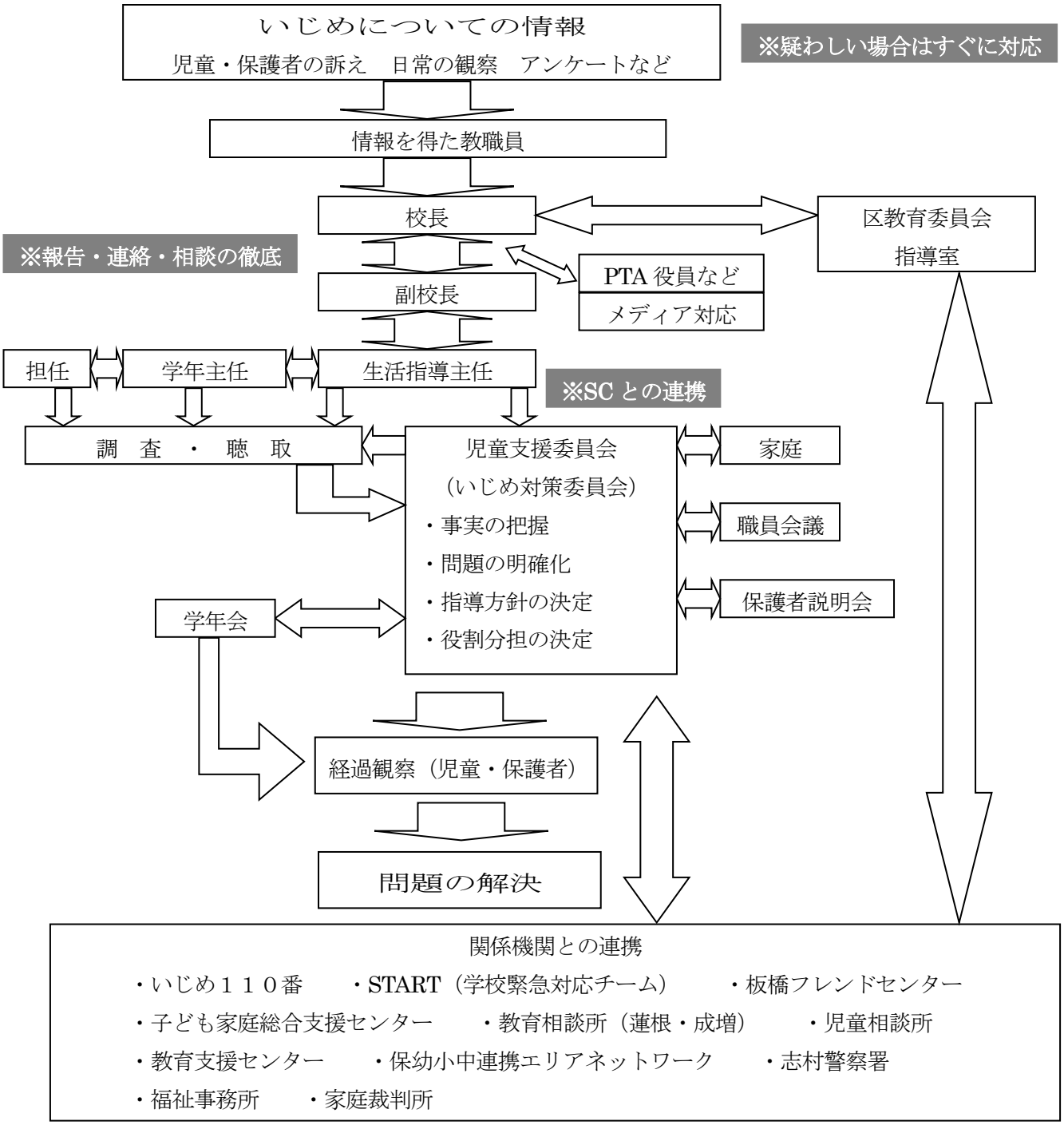

５　重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第２８条）

『いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき』または、『いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき』には、「都教委いじめ総合対策」などに基づいた対応を確実に行う。

（１）重大事態について

①生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

・児童が自殺を図った場合

・身体に重大な傷害を負った場合

・金品等に重大な被害を被った場合

・精神性の疾患を発症した場合など

②相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合

・年間３０日以上欠席している場合

・一定期間連続して欠席している場合

（２）重大事態への対応

・児童支援委員会（いじめ対策委員会）では、実態を的確に把握するため、いじめの疑いに関する情報の収集のための調査、記録、結果の分析を行う。

・学校は、速やかに区教委に事態発生について報告し、区教委と連携して解決策を検討し、実行していく。

・学校は区教委と連携し、調査結果から明らかになった事実を関係児童及びその保護者等に提供する。

（３）警察との連携について

・いじめを受けている児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときは、教育委員会に報告するとともに、直ちに所轄警察へ通報し、適切な援助を求める。

（４）いじめの加害と警察への連携

刑法犯	いじめの態様	学校の指導など　／　警察の対応	軽重
名誉毀損罪	冷やかし・からかい	〈組織的な対応〉	
	悪口・脅し文句など	〈早期発見・早期対応〉	
	「うざい・きもい・くさい・	・情報収集	
	死ね」など	・個人指導	
侮辱罪	ネット上での誹謗・中傷	・学級指導	
		・学年指導	
傷害罪	仲間はずれ	・学校指導	
(PTSD など)	持ち物隠し	〈連携〉	
	おせっかい／親切の押しつけ	・保護者との連携	
	集団での無視	・区教委との連携	
	警　察　と　の　連　携		
脅迫罪・強要罪	暴力（言葉での脅し・	・情報収集	
	嫌がることを行わさせる）	・情報提供	
		・事情聴取	
恐喝罪・強盗罪	金品の要求／たかり	・任意（書類送検）	
		・逮捕（身柄拘束）	
器物破損罪	物を隠す・物を壊す	↓	
		検察庁	
暴行罪・傷害罪	暴力（軽くたたく・蹴るなど）	家庭裁判所	
		↓	
傷害罪	暴力（強くたたく・蹴るなど）	審判	
強姦罪	・衣服を脱がす		
傷害致死罪	・失神ゲーム		
殺人罪	・集団暴行／リンチ		